



運転免許取消し！欠格3年以上！

自動車や原付を運転中に・・・

- 自転車と衝突して転倒したけど相手が自分で立ちあがったし…
- 追突したけどコツンとぶつかったくらいだし…
- 歩いている人と接触したけど転倒してないし…
- ぶつかった相手が「大丈夫です」と言ったから…
- 事故をしたことで気が動転して…



こんなときに事故現場から離れると…
相手が怪我をしていれば（負傷の軽重を問わず）



になり重い処分が課されます！

ひき逃げとは → 道路交通法第72条に規定される「救護義務違反」のこと

交通事故の当事者となった場合、車両（自転車を含む）運転者は

- ① 直ちに車両等の運転を停止し
- ② 負傷者を救護し
- ③ 道路における危険を防止する措置を講じ
- ④ 警察官に報告

する義務が課せられています。



ひき逃げをすると、事故の点数（2～20点）に

救護措置義務違反の点数 **35点** が加算されます…

つまり **取消欠格期間が3年以上** という非常に重い処分が待っています！

免許が取消しになった上に、3年以上免許が取れなくなります！

そうならないためにも…

万が一事故を起こしてしまっても軽く考えずに
必ず「負傷者の救護」と「警察への連絡」を！

※ 上記とは別に刑事処分の責任を負います。

